

職員の旅費に関する条例（案）概要

1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、旅費の種類、内容、金額等を変更するため、職員の旅費に関する条例の全部を改正する。

2 改正内容

(1) 旅費の種類の変更

現行	改正案
宿泊料	→ 宿泊費
日当	→ 宿泊手当
移転料	→ 転居費
着後手当	→ 着後滞在費
扶養親族移転料	→ 家族移転費
食卓料	→ 廃止

(2) 旅費の内容及び金額の変更

旅費の種類		現行	改正案
交通費	鉄道賃	内国旅行における一部鉄道賃について距離制限を設けている。	原則、実費とする。
宿泊費等	宿泊費	1夜当たりの定額を支給している。	1夜当たりの上限額の範囲内の実費とする。
	宿泊手当	近接地外旅行及び外国旅行の場合に1日当たりの定額を支給している。	1夜当たりの宿泊を伴う旅行の場合にのみ定額を支給する。
転居費等	転居費	新旧在勤地間の距離に応じた定額を支給している。	家財の運送に要する費用の実費とする。
	着後滞在費	日当5日分及び宿泊料5夜分に相当する額を支給している。	5夜分を限度とし、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額を支給する。
	家族移転費	扶養親族1人ごとに、移転時の年齢に応じて定額を支給している。	家族1人ごとに交通費、宿泊費等の合計額を支給する。

その他	死亡手当	職務の級に応じて特別区人事委員会規則で規定する定額を支給している。	職務の級に関係なく、定額を支給する。
	近接地	特別区人事委員会規則で規定する地域	近接地の設定を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) その他の条例の改正

付則で次の条例について改正する。

1 墨田区長等の給料等に関する条例	2 墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例
3 墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例	4 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
5 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例	6 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例
7 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	8 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	10 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例